



## 「地方公共団体実行計画」制度を取り巻く状況

2021年9月



---

# 1. 地球温暖化対策に関する近年の動向

---

- |                 |   |
|-----------------|---|
| <b>2016年5月</b>  | <b>地球温暖化対策計画閣議決定</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○中期目標：2030年度に2013年度比26.0%減</li><li>○長期的目標：80%の温室効果ガスの排出削減</li></ul>                                      |
| <b>2020年3月</b>  | <b>NDC（国が決定する貢献）提出</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○2030年度26%削減目標を確実に達成することを目指し、更なる削減努力を追求</li><li>○「地球温暖化対策計画」の見直しに着手</li></ul>                          |
| <b>2020年10月</b> | <b>菅内閣総理大臣による2050年カーボンニュートラル宣言</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロ（カーボンニュートラル）を目指す</li></ul>                                      |
| <b>2021年4月</b>  | <b>2030年温室効果ガス排出目標を新たに設定</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○2030年度46%削減を目指し、更に50%の高みに向けて挑戦</li></ul>  |
| <b>2021年5月</b>  | <b>地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の成立</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○パリ協定や2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえた基本理念を定立</li><li>○地域の再エネを活用した脱炭素化を促進するための計画・認定制度の創設</li></ul> |
| <b>2021年6月</b>  | <b>地域脱炭素ロードマップの決定</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○2030年までに、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」を創出</li><li>○全国で重点対策を実施（自家消費型太陽光発電、省エネ住宅、ゼロカーボン・ドライブ（※）等）</li></ul>       |

（※）再生可能エネルギー電力と電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車を活用するドライブ。  
2021年3月より、環境省として後押しする取組を開始。

# 地球温暖化対策計画（2016年5月閣議決定）



## ○我が国の地球温暖化対策の目指す方向

※ 現在、見直し中。本検討会資料において「地球温暖化計画（案）」は最新の見直し案を示す

### 中期目標（2030年度削減目標）の達成に向けた取組

● **2030年度において、2013年度比26.0%減（2005年度比25.4%減）の水準**にする

### 長期的な目標を見据えた戦略的取組

- パリ協定を踏まえ、**全ての主要国が参加する公平かつ実効性ある国際枠組みのもと、主要排出国がその能力に応じた排出削減に取り組む**よう国際社会を主導し、**地球温暖化対策と経済成長を両立**させながら、
- **長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す。**
- このような大幅な排出削減は、従来の取組の延長では実現が困難である。
- したがって、抜本的排出削減を可能とする革新的技術の開発・普及など**イノベーションによる解決を最大限に追求**するとともに、**国内投資を促し、国際競争力を高め、国民に広く知恵を求め**つつ、長期的、戦略的な取組の中で大幅な排出削減を目指し、また、世界全体での削減にも貢献していくこととする。

### 世界の温室効果ガスの削減に向けた取組

- 地球温暖化対策と経済成長を両立させる鍵は、革新的技術の開発である。
- 「エネルギー・環境イノベーション戦略」に基づき、革新的技術の研究開発を強化していく。
- 我が国が有する優れた技術を活かし、世界全体の温室効果ガスの排出削減に最大限貢献。

# NDC提出及び地球温暖化対策計画の見直しについて

- 令和2年3月のNDC提出を契機として、「**地球温暖化対策計画**」の見直しに着手する。
- また、その後の**削減目標の検討**は、エネルギーミックスの改定と統合的に、**更なる野心的な削減努力を反映した意欲的な数値を目指し**、次回のパリ協定上の5年ごとの提出期限を待つことなく実施する。

## 「日本のNDC」（2020年3月地球温暖化対策推進本部決定）概要

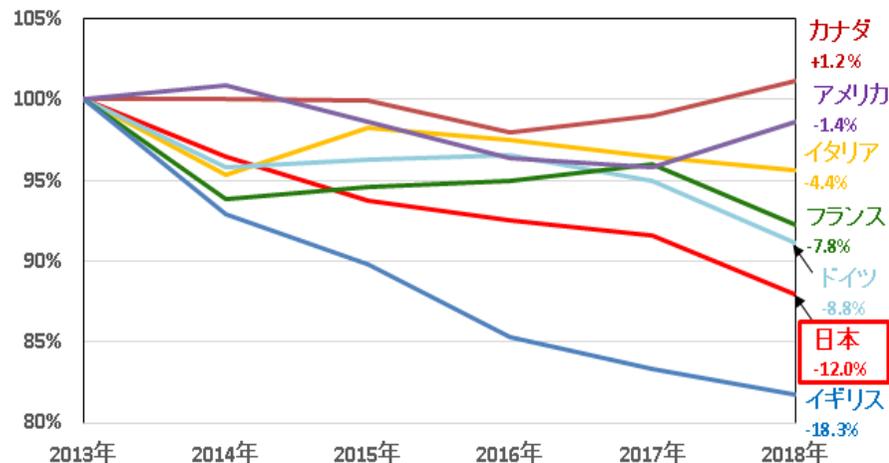
- 2030年度26%削減目標を**確実に達成**することを目指すことを確認するとともに、**この水準にとどまることなく更なる削減努力を追求**していく方針を新たに表明
- これに基づき、「**地球温暖化対策計画**」の見直しに着手 → 計画見直し後に追加情報を国連へ提出予定
- その後の**削減目標の検討**は、エネルギーミックスの改定と統合的に、**更なる野心的な削減努力を反映した意欲的な数値**を目指す → パリ協定の5年ごとの期限を待つことなく実施

## 行動と実績のアップデート

- 我が国は、目標達成のための行動計画として「**地球温暖化対策計画**」を策定し、**毎年度フォローアップ**を実施
- 2014年度以来**5年連続**で温室効果ガス排出を削減し、**2013年度から約12%削減** ※いずれも2018年度確報値ベース
- 2019年に“**脱炭素社会**”の実現を目指す「**パリ協定長期成長戦略**」を策定→非連続なイノベーションの実現を通じて**2050年にできるだけ近い時期**に実現できるよう努力

(参考) 図. G7の2013年以降のGHG排出量の推移

※ 2013年の排出量を100とす



※ 5年連続削減はG7で日本と英国のみ。

## 三．グリーン社会の実現

菅政権では、成長戦略の柱に**経済と環境の好循環**を掲げて、**グリーン社会の実現**に最大限注力してまいります。

我が国は、**2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す**ことを、ここに宣言いたします。

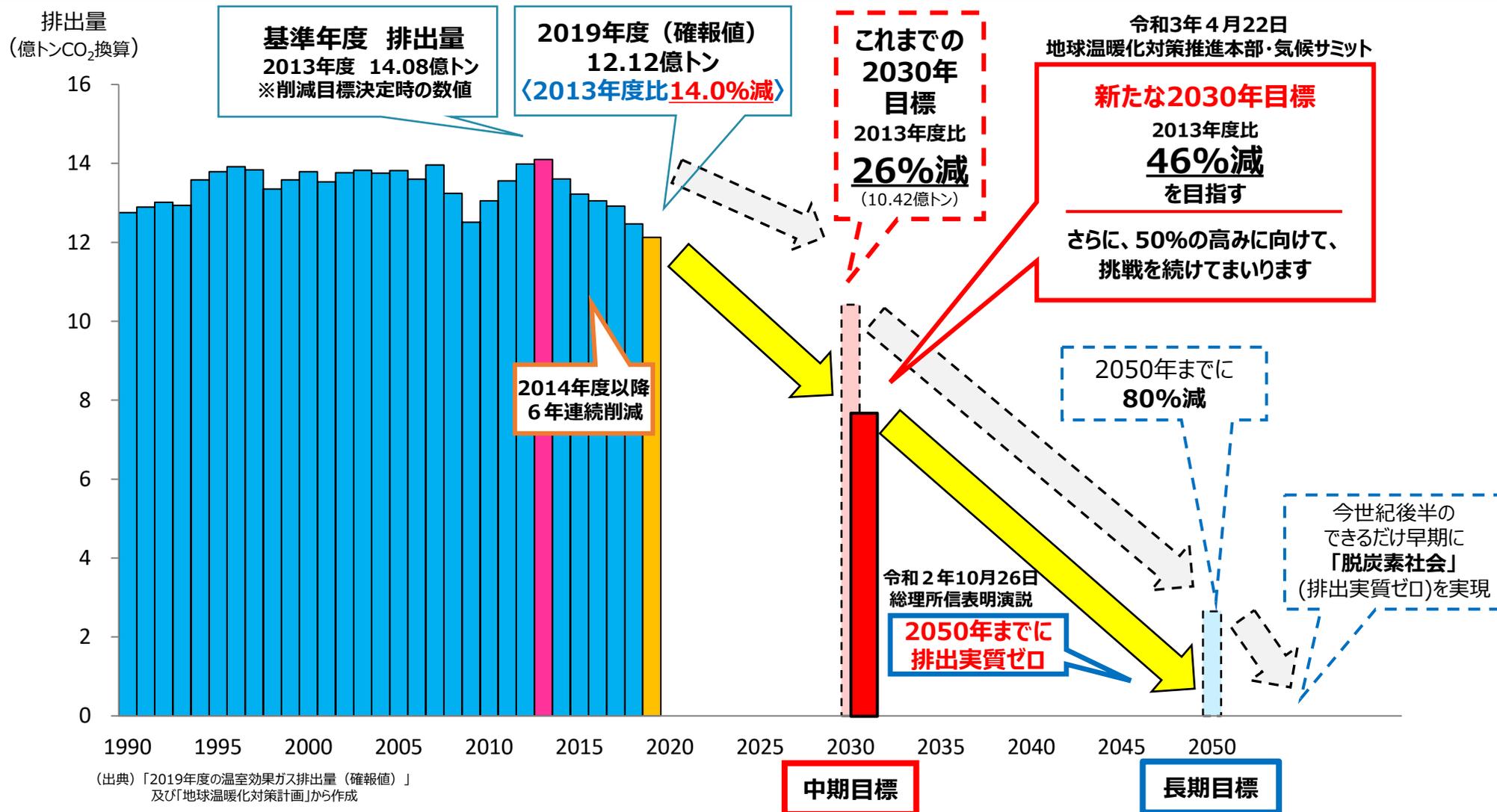
もはや、温暖化への対応は経済成長の制約ではありません。積極的に温暖化対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想の転換が必要です。

鍵となるのは、次世代型太陽電池、カーボンリサイクルをはじめとした、革新的なイノベーションです。実用化を見据えた研究開発を加速度的に促進します。規制改革などの政策を総動員し、グリーン投資の更なる普及を進めるとともに、脱炭素社会の実現に向けて、国と地方で検討を行う新たな場を創設するなど、総力を挙げて取り組みます。環境関連分野のデジタル化により、効率的、効果的にグリーン化を進めていきます。世界のグリーン産業をけん引し、経済と環境の好循環を作り出してまいります。

省エネルギーを徹底し、再生可能エネルギーを最大限導入するとともに、安全最優先で原子力政策を進めることで、安定的なエネルギー供給を確立します。長年続けてきた石炭火力発電に対する政策を抜本的に転換します。

# 我が国の温室効果ガス削減の中期目標と長期的に目指す目標

- 2021年4月22日、地球温暖化対策推進本部・気候サミットにて、**新たな2030年温室効果ガス排出削減目標を設定。**
- 従来の2013年比26%減の目標から、**2013年度比46%減を目指し、さらに50%減の高み**に向けて挑戦する旨を表明。



- 国と地方が協働・共創して2050年までのカーボンニュートラルを実現するため、特に地域の取組と国民のライフスタイルに密接に関わる分野を中心に、国民・生活者目線での実現に向けたロードマップ、及び、それを実現するための国と地方による具体的な方策について議論する場として、「国・地方脱炭素実現会議」を開催。
- 令和2年12月25日の第1回では、ロードマップの趣旨・目的と各省・地方公共団体の取組を元に議論。関係各方面からのヒアリングを通じて、ロードマップの具体化とその実現の方策について検討を行い、令和3年4月20日の第2回では、ロードマップの骨子案を議論。
- 令和3年6月9日の第3回において、「地域脱炭素ロードマップ」を決定。

## ●構成メンバー

- <政府> 内閣官房長官（議長）、環境大臣（副議長）、総務大臣（同）、内閣府特命担当大臣（地方創生）、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣
- <地方自治体> 長野県知事、軽米町長、横浜市長、津南町長、大野市長、壱岐市長

## ●開催経緯

第1回 令和2年12月25日 ロードマップの趣旨・目的と各省・地方自治体の取組

第2回 令和3年4月20日 ロードマップ骨子案

第3回 令和3年6月9日 ロードマップ決定

※そのほか、自治体・企業等からのヒアリング（4回）や関係団体との意見交換等を実施



第3回 国・地方脱炭素実現会議（令和3年6月9日）（出典：首相官邸HP）

●内閣官房HP（会議資料・議事録等掲載）：  
国・地方脱炭素実現会議

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/datsutanso/>



# 第5次環境基本計画における「地域循環共生圏」

地域循環共生圏とは

第5次環境基本計画（平成30年4月閣議決定）において示された、持続可能な社会の構築のため、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方

- 地域資源を活かし、**自立・分散型の社会**を形成
- 地域の特性に応じて補完し、**支え合う**

- ✓環境・経済・社会の統合的向上
- ✓あらゆる観点からイノベーションを創出
- ✓幅広いパートナーシップを充実・強化

脱炭素社会  
循環経済  
分散型社会 } 3つの移行

経済社会の  
リデザイン＝再設計



地域の活性化・持続可能な地域

---

## 2. 「地球温暖化対策の推進に関する法律」と 「地方公共団体実行計画」制度について

---

# 「地球温暖化対策の推進に関する法律」（地球温暖化対策推進法）の概要



## 1. 法目的

気候系に対し危険な人為的干渉を及ぼさない水準に大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することが人類共通の課題。社会経済活動による温室効果ガスの排出の量の削減等を促進する措置等により地球温暖化対策の推進を図る。

## 2. 地球温暖化対策の総合的・計画的な推進の基盤の整備

- [地球温暖化対策計画](#)の策定（温対本部を経て閣議決定）※毎年度進捗点検。3年に1回見直し。
- [地球温暖化対策推進本部](#)の設置（本部長：内閣総理大臣、副本部長：官房長官・環境大臣・経産大臣）

## 3. 温室効果ガスの排出の量の削減等のための個別施策

### 政府・地方公共団体実行計画

- 事務事業編  
国・地方公共団体 [自らの事務・事業の排出量の削減計画](#)
- 区域施策編  
都道府県・中核市等以上の市も、[自然的社会的条件に応じた区域内の排出量の削減等の施策の計画](#)策定義務

### 地球温暖化防止活動推進センター等

- [全国地球温暖化防止活動推進センター](#)（環境大臣指定）  
一般社団法人地球温暖化防止全国ネットを指定
- [地域地球温暖化防止活動推進センター](#)（県知事等指定）
- [地球温暖化防止活動推進員](#)を県知事等が委嘱

### 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度

- 温室効果ガスを3,000t/年以上排出する事業者（エネ起CO2はエネルギー使用量が1,500kl/年以上の事業者）に、[排出量を自ら算定し国に報告することを義務付け](#)、国が集計・公表
- 事業者単位での報告
- 原則電子システムによる報告

### 排出削減等指針等

- 事業活動に伴う排出量の削減（高効率設備の導入、冷暖房抑制、オフィス機器の使用合理化等）
- 日常生活における排出量の削減（製品等に関するCO2見える化推進、3Rの促進等）

これら [排出削減の有効な実施の指針を国が公表](#)

（産業・業務・廃棄物・日常生活部門・上水道・工業用水部門・下水道部門を策定済み）

### 森林等による吸収作用の保全等

# 【参考】これまでの地球温暖化対策推進法改正の経緯

時期	主な内容	時代背景
1998年 (平成10年) 制定	<ul style="list-style-type: none"> <li>国、地方公共団体、事業者、国民それぞれの責務を明確化</li> <li>政府は基本方針を策定</li> <li>地方公共団体は自ら排出する温室効果ガス排出抑制等のための実行計画を策定</li> <li>国と都道府県が地球温暖化防止活動推進センターを指定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)における京都議定書の採択</li> </ul>
2002年 (平成14年) 改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針に代わり、京都議定書目標達成計画の策定を規定</li> <li>地球温暖化対策推進本部の設置を規定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>京都議定書の締結</li> </ul>
2005年 (平成17年) 改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度を規定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>京都議定書の発効</li> </ul>
2006年 (平成18年) 改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>京都メカニズムの推進・活用に向けた取組を規定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>京都議定書の第一約束期間への準備</li> </ul>
2008年 (平成20年) 改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者の排出抑制等に関する指針の策定を規定</li> <li>地方公共団体実行計画の記載事項として、区域の排出量削減のための施策に関する事項を追加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>京都議定書の第一約束期間の開始</li> </ul>
2013年 (平成25年) 改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>京都議定書目標達成計画に代えて、地球温暖化対策計画の策定を規定</li> <li>温室効果ガスの種類に3つ化窒素(NF3)を追加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>COP16におけるカンクン合意</li> </ul>
2016年 (平成28年) 改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化対策計画の記載事項として、国民運動の強化と、国際協力を通じた温暖化対策の推進を追加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パリ協定の採択</li> </ul>
2021年 (令和3年) 改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>2050年までのカーボンニュートラルの実現を明記</li> <li>地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するための計画・認定制度の創設</li> <li>脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推進等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パリ協定の採択</li> <li>2020年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言</li> </ul>

- 地球温暖化対策推進法第21条、第22条に基づき、地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体による温暖化対策のための実行計画を策定するもの。
  - 計画は以下の2種類で構成。
    - **事務事業編（すべての地方公共団体が策定義務の対象）**  
事務及び事業に関する温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画（地方公共団体自身の排出量の削減計画）
    - **区域施策編（都道府県・政令指定都市・中核市が策定義務の対象、その他の市町村は努力義務）**  
区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出削減等のための総合的な計画（地方公共団体の区域全体の排出削減計画）
- ※赤字は、改正地球温暖化対策推進法（令和3年5月）において追加された規定によるもの

## <制度の概要>

### 【事務事業編】

○単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減等の措置に関する計画を策定しなければならない。

#### （策定内容）

- 計画期間
- 地方公共団体実行計画の目標
- 実行しようとする措置の内容
- そのほか地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

### 【区域施策編】

○区域の自然的社会的条件に応じて排出の量の削減等を行うための施策に関する事項を策定しなければならない。

#### （策定内容）

- 区域の自然的社会的条件に適した再エネの利用促進に関する事項
- 事業者・住民が温室効果ガスの排出抑制等を行う活動の促進に関する事項
- 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便増進、都市の緑地の保全に関する事項
- 廃棄物の発生の抑制等の循環型社会形成に関する事項
- **それぞれの施策の実施目標**

# 地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルの概要



- 環境省は、「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」を作成、地方公共団体に対して提供を行っている。同マニュアルには、地方公共団体実行計画の策定の意義や、目標設定方法、検討体制、改定時のポイント等が記載されている。

## 策定・実施マニュアル（事務事業編・本編）の構成

### 1 はじめに

- 地球温暖化対策を巡る動向、地方公共団体実行計画（事務事業編）の位置づけや効果 など

### 2 事務事業編策定・実施の全体像

- 事務事業編を策定する主体の説明、事務事業編策定・改定のためのスケジュール、事務事業編の記載事項及び構成の例示 など

### 3 事務事業編策定・改定のための体制の検討

- PDCA推進のための体制構築・推進体制のポイント など

### 4 事務事業編のPlan

- 基礎データの整備及び温室効果ガス総排出量の把握方法、温室効果ガス総排出量に関する数量的な目標の検討方法、目標達成に向けた具体的な措置の検討方法 など

### 5 事務事業編のDo

- 事務事業編における毎年のPDCAサイクル、個別措置におけるPCDCサイクルの説明 など

### 6 事務事業編のCheck・Act

- 事務事業編のDoを踏まえた、計画見直し予定時期までの包括的な把握方法
- 事務事業編の改定要否の判断に留意すべきポイント

### 7 事務事業編の改定

- 事務事業編の改定にあたって配慮すべきポイント（基本的な事項、温室効果ガス総排出量に関する数量的な目標、具体的な措置）
- 進捗管理の仕組みの検討 など

## 策定・実施マニュアル（区域施策編・本編）の構成

### 1 はじめに

- 区域施策編の位置付けの説明、地方公共団体実行計画（区域施策編）に求められる構成等の例示

### 2 区域施策編の策定

- 地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定の背景・意義の説明
- 区域施策編で把握すべき温室効果ガス排出量の推計・要因分析（現況推計含む）
- 区域施策編で掲げる計画全体の目標（総量削減目標、その他の目標等）
- 温室効果ガス排出抑制等に関する対策・施策

### 3 区域施策編の実施

- 実施プロセスの例示（PDCAサイクルによる見直しを適宜実施）

### 4 区域施策編の全体的な見直し及び改定

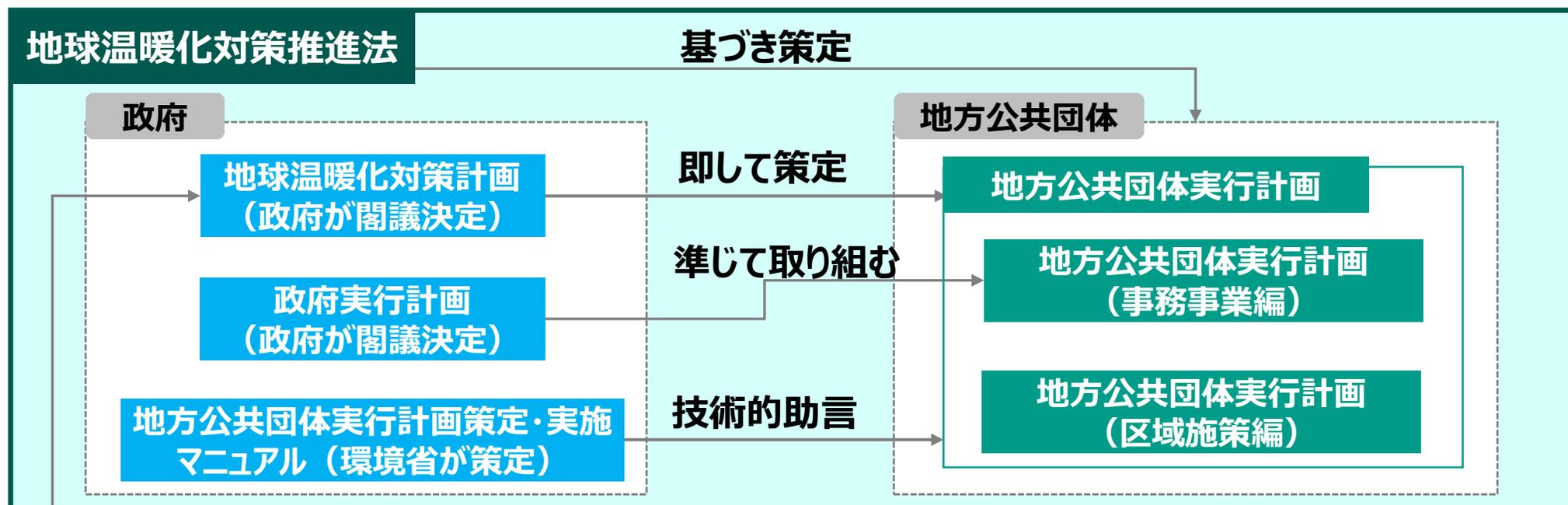
- 策定した対策についての進捗状況の点検・見直しに関する説明

### 5 付録

- 地方公共団体実行計画に関する基礎知識
- 地方公共団体が実施することが期待される施策例 等

# 地方公共団体実行計画と関連する法令・計画等の関係

- 地方公共団体は、地球温暖化対策推進法に基づき、地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体実行計画を策定するものとされている。
- 地球温暖化対策計画（案）は、地方公共団体に対して、地方公共団体実行計画（事務事業編）において、政府実行計画に準じて取組を行うことを求めている。
- 国（環境省）は、地球温暖化対策推進法等に基づき、地方公共団体に対して、技術的助言として、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルを策定している。



## 地球温暖化対策計画へ反映

地域脱炭素ロードマップ<sup>°</sup>  
〔国・地方脱炭素実現会議〕が決定)

---

## 3. 改正地球温暖化対策推進法の概要

---

## 主な改正点とそのポイント

### ① パリ協定・2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえた基本理念の新設

- パリ協定に定める目標及び2050年カーボンニュートラル宣言を**基本理念として位置付け**。
- 政策の方向性や継続性を明確に示すことで、**あらゆる主体（国民、地方公共団体、事業者等）に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促進**。

### ② 地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するための計画・認定制度の創設

- 地方公共団体実行計画に、**施策の実施に関する目標を追加**するとともに、市町村は、**地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業（地域脱炭素化促進事業）に係る促進区域や環境配慮、地域貢献に関する方針等を定めるよう努める**こととする。
- 市町村から認定を受けた**地域脱炭素化促進事業計画**に記載された事業については、**関係法令の**手続ワンストップ化等の特例****を受けられる。これにより、地域における円滑な合意形成を図り、その地域の課題解決にも貢献する**地域の再エネを活用した脱炭素化の取組を推進**。

### ③ 脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推進等

- 企業の排出量に係る**算定報告公表制度**について、**電子システムによる報告を原則化**するとともに、開示請求の手続なしで公表される仕組みとする。
- 地域地球温暖化防止活動推進センターの事務として、**事業者向けの啓発・広報活動を追加**。
- 企業の排出量等情報のより迅速かつ透明性の高い形での**見える化を実現**するとともに、地域企業を支援し、**我が国企業の一層の取組を促進**。

# 改正地球温暖化対策推進法の概要 地域の脱炭素化について（1）



## 1. 都道府県の地方公共団体実行計画制度の拡充

- (1) **都道府県は、地方公共団体実行計画**において、その区域の自然的社会的条件に応じた再エネ利用促進等の施策に関する事項に加えて、**施策の実施に関する目標を定める**こととする（第21条第3項）。  
（施策のカテゴリ：①再エネの利用促進、②事業者・住民の削減活動促進、③地域環境の整備、④循環型社会の形成）
- (2) **都道府県は、地方公共団体実行計画**において、**地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮**し、省令で定めるところにより、市町村が定める**促進区域の設定に関する基準を定める**ことができる（第21条第6項及び第7項）。

## 2. 市町村の地方公共団体実行計画制度の拡充

- (1) **指定都市・中核市・特例市は、地方公共団体実行計画**において、その区域の自然的社会的条件に応じた再エネ利用促進等の施策に関する事項に加えて、**施策の実施に関する目標を定める**こととする（第21条第3項）。
- (2) **上記以外の市町村も、(1)の施策及びその実施に関する目標を定めるよう努める**こととする（第21条第4項）。  
（施策のカテゴリ：①再エネの利用促進、②事業者・住民の削減活動促進、③地域環境の整備、④循環型社会の形成）
- (3) **すべての市町村は、上記の事項を定めている場合において、協議会も活用しつつ、地域脱炭素化促進事業（※1）の促進に関する事項として、促進区域（※2）、地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組等を定めるよう努める**こととする（第21条第5項）。

## 3. 地域脱炭素化促進事業の認定

- (1) **地域脱炭素化促進事業を行おうとする者は、事業計画を作成し、地方公共団体実行計画に適合すること等について市町村の認定を受ける**ことができる（第22条の2）。
- (2) (1)の認定を受けた認定事業者が認定事業計画に従って行う地域脱炭素化促進施設の整備に関しては、**関係許可等手続きのワンストップ化**（※3）や、**環境影響評価法**に基づく事業計画の立案段階における配慮書手続きの省略といった**特例**を受けることができる（第22条の5～第22条の11）。

※ 1 再エネを利用した地域の脱炭素化のための施設（地域脱炭素化促進施設）として省令で定めるものの整備及びその他の地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業であって、地域の環境保全及び地域の経済社会の持続的発展に資する取組を併せて行うもの（第2条第6項）。

※ 2 環境保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める区域の設定に関する基準に従い、かつ、都道府県が定めた場合にあっては都道府県の促進区域の設定に関する環境配慮基準に基づき定めることとなる。（第21条第6、7項）

※ 3 自然公園法に基づく国立・国定公園内における開発行為の許可等、温泉法に基づく土地の掘削等の許可、廃棄物処理法に基づく熱回収施設の認定や処分場跡地の形質変更届出、農地法に基づく農地の転用の許可、森林法に基づく民有林等における開発行為の許可、河川法に基づく水利利用のために取水した流水等を利用する発電（従属発電）の登録。

# 改正地球温暖化対策推進法の概要 地域の脱炭素化について（2）

## 政府による地球温暖化対策計画の策定

地球温暖化対策の推進に関する基本的方向、温室効果ガスの排出削減等に関する目標、施策の実施目標等

- 省令・ガイドラインでのルール整備、+ 都道府県・市町村への資料提出・説明の要求

## 都道府県・市町村による地方公共団体実行計画の策定

### ○ 都道府県 = 事業推進の方向付け

- 都道府県全体での再エネ利用促進等の施策の実施目標
- 市町村が地域脱炭素化促進事業の促進区域を設定する際の環境配慮の基準

### ○ 市町村 = 円滑な合意形成を図り、個別事業を促進

- 市町村全体での再エネ利用促進等の施策の実施目標
- 地域脱炭素化促進事業の促進区域及び地域ごとの配慮事項（環境配慮、地域貢献）

## 事業者による事業計画の申請

## 市町村による事業計画の認定

### 認定事業に対する規制制度の特例措置

- ・ 自然公園法・温泉法・廃棄物処理法・農地法・森林法・河川法のワンストップサービス
- ・ 事業計画の立案段階における環境影響評価法の手続（配慮書）を省略

合意形成  
プロセス  
※2



住民や関係自治体への意見聴取

地域協議会での協議

許可等権者への協議

援助※1  
(計画策定の促進)

※1 国及び都道府県は、市町村に対し、地方公共団体実行計画の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な情報提供、助言その他の援助を行うよう努める（第22条の12）。

※2 住民その他の利害関係者や関係地方公共団体の意見聴取（第21条第10項及び第11項）や、協議会が組織されているときは当該協議会における協議が必要（第21条第12項）。協議会は、関係する行政機関、地方公共団体、地域脱炭素化促進事業を行おうとする者等の事業者、住民等により構成。

---

## 4. 地球温暖化対策計画（案）の概要

---

# 地球温暖化対策計画（案）について（1）



はじめに（科学的知見、これまでの我が国の取組、パリ協定実施方針に関する交渉等）

## 第1章 地球温暖化対策の推進に関する基本的方向

### ■ 我が国の地球温暖化対策の目指す方向

- ① 2050年カーボンニュートラル実現に向けた中長期の戦略的取組
- ② 世界の温室効果ガスの削減に向けた取組

### ■ 地球温暖化対策の基本的考え方

- ① 環境・経済・社会の統合的向上
- ② 新型コロナウイルス感染症からのグリーンリカバリー
- ③ 全ての主体の意識の改革、行動変容、連携の強化
- ④ 研究開発の強化と優れた脱炭素技術の普及等による世界の温室効果ガス削減への貢献
- ⑤ パリ協定への対応
- ⑥ 評価・見直しプロセス（P D C A）の重視

## 第2章 温室効果ガスの排出削減・吸収の量に関する目標

### ■ 我が国の温室効果ガス削減目標

- ・ 2030年度に2013年度比で46%減を目指す、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続ける

### ■ 計画期間

- ・ 閣議決定の日から2030年度末まで

## 第4章 地球温暖化への持続的な対応を推進するために

### ■ 地球温暖化対策計画の進捗管理

- ・ 毎年進捗点検、少なくとも3年ごとに計画見直しを検討

### ■ 国民・各主体の取組と技術開発の評価方法

### ■ 推進体制の整備

## 第3章 目標達成のための対策・施策

### ■ 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割

### ■ 地球温暖化対策・施策

- ・ エネルギー起源二酸化炭素
- ・ 非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等4ガス
- ・ 温室効果ガス吸収源対策・施策
- ・ 分野横断的な施策
- ・ 基盤的施策

### ■ 公的機関における取組

### ■ 地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項

### ■ 特に排出量の多い事業者に期待される事項

### ■ 脱炭素型ライフスタイルへの転換

### ■ 地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素の推進（地域脱炭素ロードマップ<sup>o</sup>）

### ■ 海外における温室効果ガスの排出削減等の推進と国際連携の確保、国際協力の推進

- ・ パリ協定に関する対応
- ・ 我が国の貢献による海外における削減
- ・ 世界各国及び国際機関との協調的施策

## 別表（個々の対策に係る目標）

### ■ エネルギー起源CO<sub>2</sub>

### ■ 非エネルギー起源CO<sub>2</sub>

### ■ 温室効果ガス吸収源

### ■ 横断的施策

# 地球温暖化対策計画（案）について（2）

## 「2050年カーボンニュートラル」宣言、2030年度46%削減目標※等の実現に向け、計画を改定。

※我が国の中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。

### 地球温暖化対策計画

- 地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画
- 我が国全体の温室効果ガス削減目標を部門別に決定  
(エネルギー起源CO<sub>2</sub>については、エネルギーミックスに基づき決定)
- 削減目標実現のための対策を明記

温室効果ガス排出量 ・吸収量 (単位：億t-CO <sub>2</sub> )		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO <sub>2</sub>		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO <sub>2</sub> 、メタン、N <sub>2</sub> O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO <sub>2</sub> )
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

---

## 5. 地域脱炭素ロードマップの概要

---

- 国と地方が協働・共創して2050年までのカーボンニュートラルを実現するため、特に地域の取組と国民のライフスタイルに密接に関わる分野を中心に、国民・生活者目線での実現に向けたロードマップ、及び、それを実現するための国と地方による具体的な方策について議論する場として、「国・地方脱炭素実現会議」を開催。
- 令和2年12月25日の第1回では、ロードマップの趣旨・目的と各省・地方公共団体の取組を元に議論。関係各方面からのヒアリングを通じて、ロードマップの具体化とその実現の方策について検討を行い、令和3年4月20日の第2回では、ロードマップの骨子案を議論。
- 令和3年6月9日の第3回において、「地域脱炭素ロードマップ」を決定。

## ●構成メンバー

- ＜政府＞ 内閣官房長官（議長）、環境大臣（副議長）、総務大臣（同）、内閣府特命担当大臣（地方創生）、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣
- ＜地方自治体＞ 長野県知事、軽米町長、横浜市長、津南町長、大野市長、壱岐市長

## ●開催経緯

第1回 令和2年12月25日 ロードマップの趣旨・目的と各省・地方自治体の取組

第2回 令和3年4月20日 ロードマップ骨子案

第3回 令和3年6月9日 ロードマップ決定

※そのほか、自治体・企業等からのヒアリング（4回）や関係団体との意見交換等を実施



第3回 国・地方脱炭素実現会議（令和3年6月9日）（出典：首相官邸HP）

●内閣官房HP（会議資料・議事録等掲載）：  
国・地方脱炭素実現会議

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/datsutanso/>

# 地域脱炭素ロードマップ～地方からはじまる、次の時代への移行戦略～（概要）

- 本年6月9日に国・地方脱炭素実現会議第3回会合を開催し、本ロードマップを決定。

## キーメッセージ

- 地域脱炭素は**地域の成長戦略**
- 再エネ等の**地域資源の最大限の活用**により、**地域の課題解決**に貢献
- 一人ひとりが主体となって**今ある技術**で取り組める ⇒ **地域の魅力と質を向上させる地方創生**に貢献

## ロードマップ実現のための具体策

今後5年間に対策を集中実施し、

- ① 2030年度までに**100カ所以上の「脱炭素先行地域」(※)の創出**
- ② 屋根置き太陽光やゼロカーボン・ドライブなど**重点対策を全国で実施**により、地域の脱炭素モデルを全国そして世界に広げる

(※) 民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロまで削減。また、運輸部門や燃料・熱利用等についても、国全体の削減目標と整合するレベルに削減。IoT等も活用しながら、取組の進捗や排出削減を評価分析し、透明性を確保する。

## 3つの基盤的施策

### < 1 > 地域と国が一体で取り組む 地域の脱炭素イノベーション

- ① エネルギー・金融等の知見経験を持つ人材派遣の強化
- ② REPOS、EADAS、地域経済循環分析ツールなど、デジタル技術も活用した情報基盤・知見を充実
- ③ 資金支援の仕組みを抜本的に見直し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するスキームを構築

### < 2 > グリーン×デジタルで ライフスタイルイノベーション

- ① カロリー表示のように製品・サービスのCO2排出量の見える化
- ② 脱炭素行動への**企業や地域のポイント**等のインセンティブ付与
- ③ **ふるさと納税の返礼品**としての**地域再エネ**の活用

### < 3 > 社会を脱炭素に変える ルールのイノベーション

- ① 改正地球温暖化対策推進法に基づく**促進区域内の再エネ事業促進**
- ② 風力発電の特性に合った**環境アセスメントの最適化**
- ③ **地熱発電の科学的調査実施を通じた地域共生による開発加速化**
- ④ **住宅の省エネ基準義務付け**など対策強化に関するロードマップ策定

- 地域脱炭素ロードマップの対策・施策の全体像において、「2030年度目標及び2050年カーボンニュートラルという野心的な目標に向けて、今後の5年間を集中期間として、政策を総動員して、地域脱炭素の取組を加速する。」と明示。

## 2. 地域脱炭素ロードマップ 対策・施策の全体像

- **今後の5年間**に政策を総動員し、人材・技術・情報・資金を積極支援
  - ① 2030年度までに少なくとも**100か所の「脱炭素先行地域」**をつくる
  - ② 全国で、**重点対策**を実行（自家消費型太陽光、省エネ住宅、電動車など）
- 3つの基盤的施策（①継続的・包括的支援、②ライフスタイルイノベーション、③制度改革）を実施
- モデルを全国に伝搬し、2050年を待たずに脱炭素達成（**脱炭素ドミノ**）

